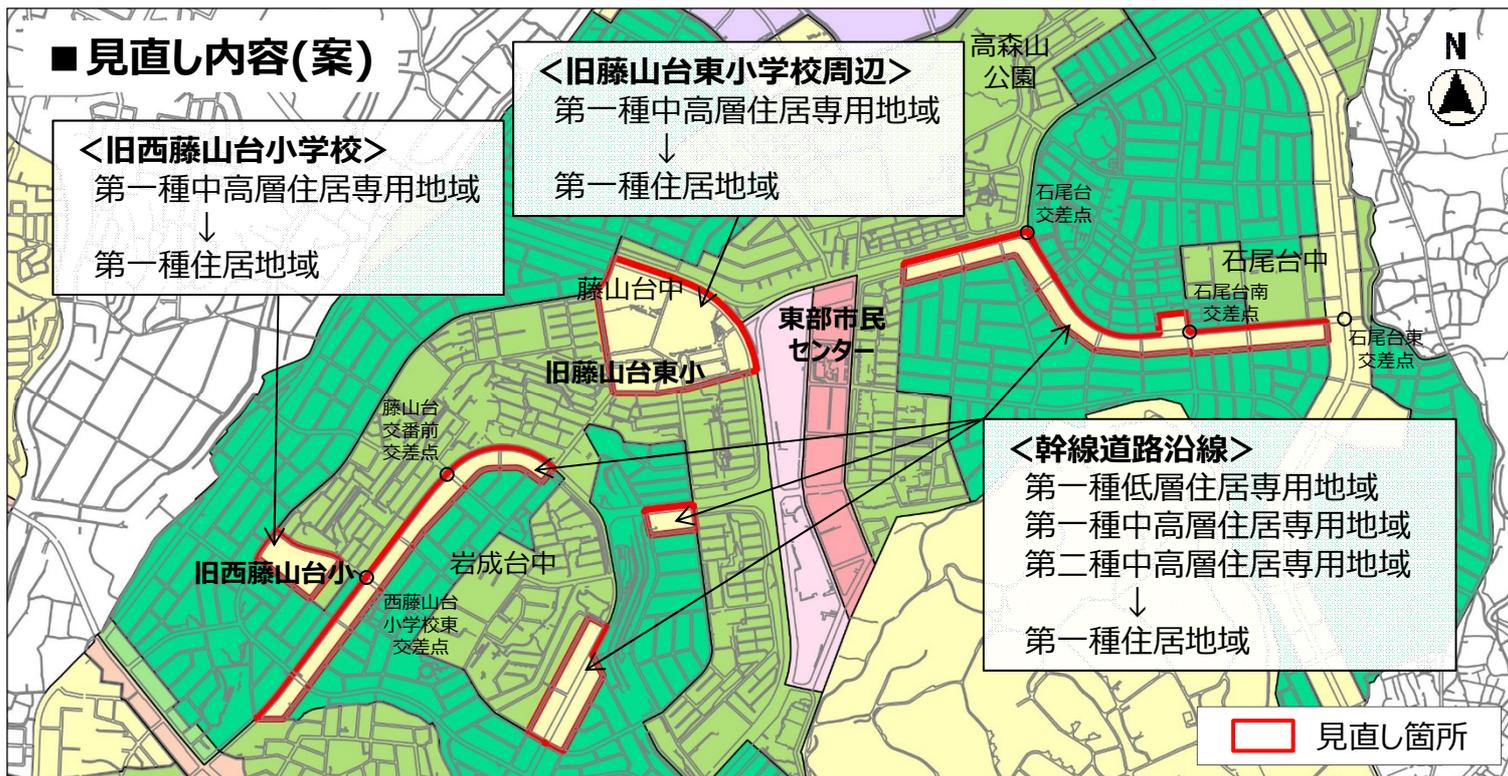




お住まいの近くに、買い物などができるお店が増えるように、用途地域を見直します。



用途地域とは、適正な土地利用の住み分けが図られるように、皆さんの住んでいる“まち”の、建物の大きさや、使い方（用途）などのルールを定めた、12種類からなる区域です。

■ 用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域の種類	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域
イメージ				
	← お店が出店しにくい			お店が出店しやすい →
建てられる店舗の規模	兼用住宅で店舗部分の床面積が50㎡以下	床面積500㎡以下かつ2階以下	床面積1,500㎡以下かつ2階以下	床面積3,000㎡以下
建てられる事務所の規模	兼用住宅で事務所部分の床面積が50㎡以下	兼用住宅で事務所部分の床面積が50㎡以下	床面積1,500㎡以下かつ2階以下	床面積3,000㎡以下